

【参考資料】 豊島区内における付加価値割合の算出方法

地場産品基準3号(豊島区内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの)に該当する返礼品は、以下の算式により算出する割合(区内における付加価値割合)が50%を超える必要があります。

算式 $(A - B) / A$

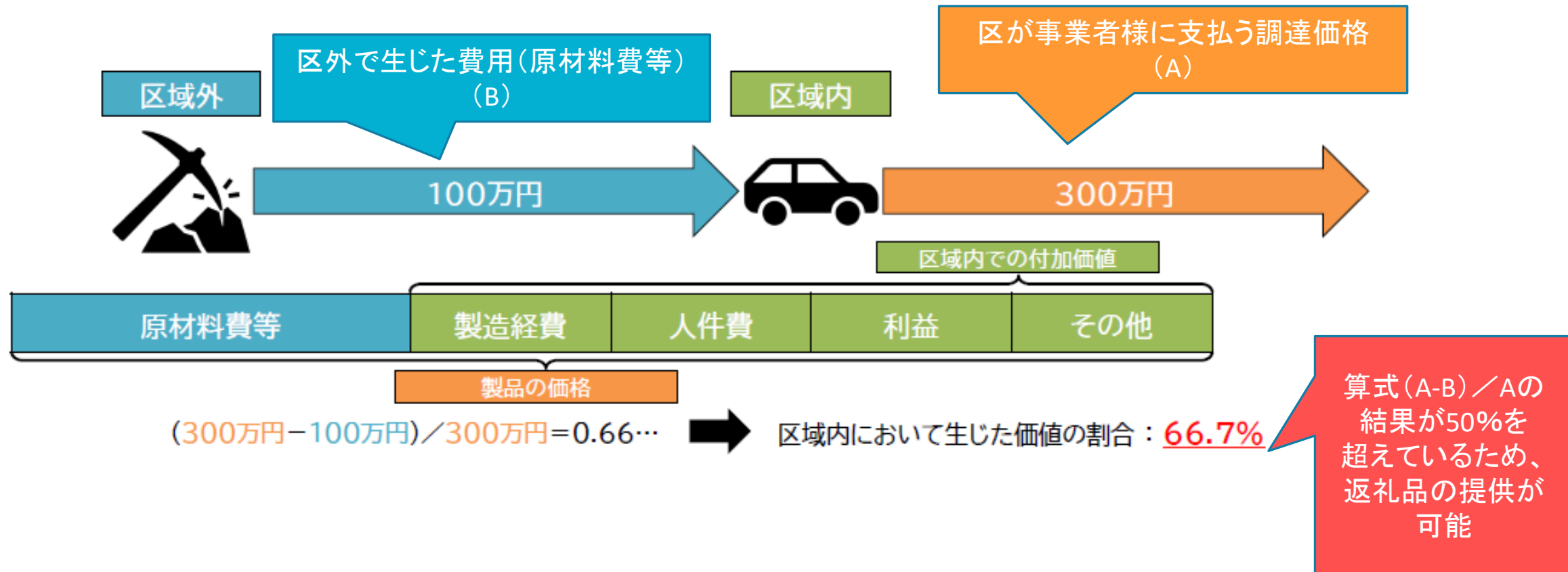
算式の符号 A: 豊島区(中間事業者)が事業者様に支払う返礼品代金(調達費用)

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために豊島区外で生じた費用

○地場産品基準3号に該当する返礼品の例:

食品・おもちゃ・家電製品・インテリア製品・ファッション品・雑貨類など

【事例1】100万円分の原材料を豊島区外から調達し、豊島区内で製造・加工その他の工程を行った、調達価格300万円の製品を返礼品とする場合



【事例2】豊島区内で企画立案し、豊島区外の工場で製造（製造委託費1.2万円）した、調達価格3万円の製品を返礼品とする場合

